

(別添 2 - 1)

学 則

①法人・団体の名称	特定非営利活動法人サンキューネット
②研修事業の名称	ガイドヘルパー養成研修（全身性課程）
③研修の種類	大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に定める移動支援従業者養成研修
④研修課程	全身性課程
⑤指定番号	143
⑥開講の目的	本講座は、障害を持つ人々の外出を支援し、障害者の自立と社会参加を促進するガイドヘルパーの養成を目的とする。
⑦講義・演習室 (住所も記載)	講義 富田林市 演習（全身性課程）① 富田林市すばるホール 大阪府富田林市桜ヶ丘町 2 番 8 号 演習（全身性課程）② 近鉄河内長野駅 大阪府河内長野市本町 2 9 - 1
⑧講師の氏名及び 担当科目	講師一覧表（別添 2 - 2）を参照。
⑨使用テキスト	全身性障害者の外出支援ハンドブック（日本医療企画）
⑩受講資格	① 16 歳以上の日本語堪能で、全日程出席できる方。
⑪広報の方法	①新聞折り込み広告 ②FAX ちらし ③富田林市広報
⑫情報開示の方法 (ホームページア ドレス等)	http://www.san9net.com/

<p>⑬ 受講手続及び本人確認の方法（応募者多数の場合の対応方法を含む）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受講希望者には、本学則、直近の研修カリキュラム、受講申込書を送付する。（郵送又は FAX） 2. 申込み・資料請求先 サンキューネット事務局 住所 富田林市加太 1-16-24 電話番号 (代)072-365-2352 3. 受講希望者は、受講申込書(所定の用紙)に受講料を添えて、上記事務局に来所の上、受講手続を行うものとする。 4. 申込み受付時、本人確認を行う。受講生は、次のいずれか1つの原本とコピー一部を持参してください。 <ol style="list-style-type: none"> ①戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票 ②住民基本台帳カード ③在留カード等 ④健康保険証 ⑤運転免許証 ⑥パスポート ⑦年金手帳 ⑧運転免許以外の国家資格を有する者については、その免許証又は登録証 5. 先着順にて、定員になり次第締め切りとする。応募多数の場合は、次回開講の研修を優先的に受講できるものとする。
<p>⑭ 受講料及び受講料支払方法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1、22,000 円（テキスト代、消費税含む） <ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練給付制度の適用無し。 ・分割希望者は、申込み受付時 10,000 円、残金は講座が終了する日までに完納すること。 2、通学交通費および、演習②に係る交通費、飲食費は各自負担とする。

<p>⑮ 解約条件及び返金の有無</p>	<p>1. 受講者からの解約 ・受講者は、病気・転居・その他やむを得ない理由により受講困難となった場合、解約することができる。</p> <p>2. 事業者からの解約 ① 受講態度が悪い者について、事業者が注意しても改善しない者は、解約する事ができる。 ② 無断で欠席した場合は、解約する事ができる。 ③ 当該研修において受講申込者が10名以下の場合、事業者は研修を休止し、解約する事ができる。 ④ その他、事業者が指定取り消しを受けた場合、倒産した場合等、当該事業を実施不能な状況に陥った場合。</p> <p>3. 解約時の返金の有無 受講料納入後の返金は原則として執り行わないが、下記の該当者については納入額の全額返金を行うものとする。 ① 開講日の7日前までに受講者から解約の申し出があった者 ② 「事業者からの解約③④」に該当する場合 但し、「事業者からの解約③」に該当する者で、次回開催の講座受講を希望する場合は、その受講料として充当することも可とする。</p>
<p>⑯ 受講者の個人情報取扱い</p>	<p>・個人情報保護規程策定の有無 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無) ・事業者及び研修担当者は、業務上知り得た受講者の個人情報について、大阪府への本講座実施報告に用いることの外、第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続する。 なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。</p>
<p>⑰ 研修修了の認定方法</p>	<p>1. 認定方法 カリキュラム全てを履修した者を修了者と認定し、大阪府が指定した当講座を通じて研修を修了したことを証する修了証書を交付する。</p> <p>2. 研修の修了年限 当該研修開講日より4ヶ月以内とする。</p>
<p>⑱ 補講の方法及び取扱い</p>	<p>1. 講義科目（「障がい者の人権」を除く）に限り、1, 200文字以上のレポートを提出することをもって出席とみなす。 2. 個別対応補講費用：1時間あたり2, 000円 3. 補講可能な科目数は3科目までとする。</p>

<p>⑱ 科目免除の取扱い</p>	<p>次に掲げる者が研修を受講する場合は、科目の一部を免除する。</p> <p>①大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に基づく移動支援従業者養成研修修了者で、開講日において当該研修修了から1年以内の者</p> <p>②大阪府居宅介護従業者養成研修修了者で、開講日において当該研修修了から1年以内の者</p> <p>・免除される科目</p> <p>(1) 障がい者(児)福祉制度と移動支援事業 (2時間)</p> <p>(2) 移動支援従業者の業務 (1時間)</p> <p>(3) 移動支援従業者の職業倫理 (1時間)</p>
<p>⑲ 受講中の事故等についての対応</p>	<p>1. 事業者は、受講中に事故が発生した場合は、大阪府、当該受講者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。</p> <p>2. 事業者の加入保険 「非営利・有償活動団体保険」(三井住友海上火災保険) 但し、通学途中、帰宅途中および休憩時間に個人の用で外出中の事故については対象としない。</p>
<p>⑳ 研修責任者名、所属名及び役職</p>	<p>氏名：國司拓也 所属：事務局 役職：事務局長</p>
<p>㉑ 課程編成責任者名、所属名及び役職</p>	<p>氏名：國司拓也 所属：事務局 役職：事務局長</p>
<p>㉒ 苦情相談担当者名、所属名、役職及び連絡先</p>	<p>氏名：岩本 由香、國司 隆子 所属名：事務局 役職：事務局員、理事 連絡先：072-365-2352</p>
<p>㉓ 研修事務担当者名、所属名及び連絡先</p>	<p>氏名：國司拓也 所属：事務局 役職：事務局長</p>
<p>㉔ 情報開示責任者名、所属名、役職及び連絡先</p>	<p>氏名：國司拓也 所属：事務局 役職：事務局長 連絡先：072-365-2352</p>

<p>②⑥ 修了証明書を亡失・毀損した場合の取扱い</p>	<p>「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明書を交付する。</p> <p>・証明書交付に係る費用：2,000円</p>
<p>②⑦ その他必要な事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受講者が病気その他の理由で欠席する場合は、理由を付してすみやかに当事業所に届け出なければならない。 2. 遅刻は、原則として認めない。但し、公共交通機関の発行する遅延証明書のある場合は、この限りではない。 3. やむを得ず遅刻する場合は、理由を付してすみやかに当事業所に届け出ること。遅刻により履修が不十分となるため、該当科目の項目については、別途日程調整の上、補講を受けなければならない。 (個別対応補講費用：1時間あたり2,000円)が必要となるので、注意すること。 4. 補講は3科目までとするが、(4) 障害者の人権については補講は行わないので、当該科目を欠席した場合は修了不能となる
<p>補則</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. この学則は平成28年9月開講コースより適用する。 2. この学則は平成29年1月開講コースより適用する。